



リビング・ニーズ特約(無配当)

1992年10月にプルデンシャル生命が日本で初めてリビング・ニーズ特約を導入しました。

被保険者が「余命6か月以内」と判断される場合、ご存命中に死亡保険金の一部または全部をお支払いする特約です。

特長

1 被保険者の余命が6か月以内*と判断される場合、病気・ケガの種類を問わず、生きている間に保険金をお支払いします。

人生の最期を迎えるにあたり、家族との素晴らしい思い出を作る、かねてからやりたいと思っていた事を実現する、あるいは、十分に満足のいく治療を受ける……など様々な事柄に前払いされた保険金を充てることが可能です。

人間が自身の尊厳と家族への愛をもって最期まで生きる、そのためのサービスです。

* 余命6か月以内とは、日本国内において一般的に認められた医療による治療を行ったとしても余命6か月以内と判断されることを意味します。余命6か月以内の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容に基づいて、当社が行います。

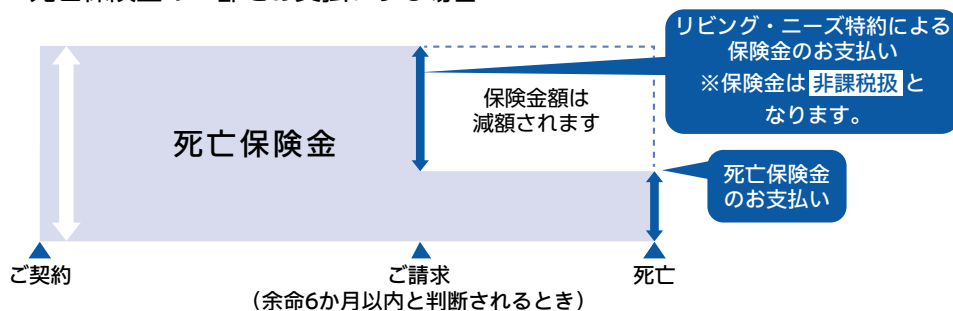
2 お客さまの必要に応じた金額を、ご請求いただけます。

この特約によりご請求いただける保険金は、この特約の請求日における普通死亡保険金額かつ他の契約と通算して、一被保険者につき3,000万円*を限度とします。ただし、この特約の保険金の受取人が法人(個人事業主は除きます。)となる場合には、請求できる保険金の限度は、保険契約の死亡保険金額等と同額とします。

* 米国ドル建保険の場合は、30万米国ドルかつ当社所定のレートで円に換算して他契約と通算して3,000万円を上限とします。

※ ご請求いただける保険金額およびご請求可能期間等は保険種類により一定の制限があります。

<死亡保険金の一部をお支払いする場合>



3 この特約の保険料は必要ありません。

P2へ ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。



税務上のお取扱いについて

- この特約による保険金を被保険者、被保険者の配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他の親族が受取った場合は非課税となります(所得税法第9条、所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-20、所得税基本通達9-21)。
- このご案内に記載の情報は法律上又は税務上の助言ではありません。このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
- このご案内は、2023年12月現在の税制に基づいています。今後、制度内容が変更される場合があります。個別の税務上のお取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。



ご契約に関する 注意事項

- この特約は、主契約に付加してご契約いただきます。主契約の保険種類やご契約状況により、一部お取扱いできないことがあります。
- この特約により保険金をご請求いただけるのは、被保険者ご本人です。ただし、指定代理請求特約を付加しているご契約で、被保険者がこの特約の保険金を請求できない特別な事情がある場合は、被保険者に代わって指定代理請求人から、この特約の保険金をご請求いただくことができます。
- この特約の保険金のお支払いの際には、ご請求いただいた金額から6か月相当分の利息および保険料相当額を控除してお支払いします(商品によっては取扱いが異なる場合があります)。
- ご請求は1保険契約につき1回が限度となります。
- この特約により保険金が支払われた場合、この特約は消滅します。

ご契約の際には、「**契約概要**」、「**注意喚起情報**」および「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

- 「**契約概要**」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「**注意喚起情報**」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項(クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等)を記載したものです。
- 「**ご契約のしおり・約款**」は、ご契約についての大切な事項および保険契約者に必要な保険の知識を記載したものです。
「**ご契約のしおり・約款**」は当社ホームページ(<https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/yakkan/>)上でいつでもご覧いただけます。



保険種類をお選びいただく際には、「**保険種類のご案内**」をご覧ください。

この特約は、「**保険種類のご案内**」に記載されている**リビング・ニーズ特約**です。「**保険種類のご案内**」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

■生命保険募集人について

当社のライフプランナー(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「**告知書**」記入上のご注意をご一読いただき、告知書へご記入ください。

■取引時確認について

ご契約のお申込みの際には、お客さまの本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

■個人情報のお取扱いについて

お客さまよりお預かりしております個人情報については、当社の「**個人情報保護方針**」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ(<https://www.prudential.co.jp/>)をご覧ください。

■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

■記載のお取扱いについて

記載のお取扱いは2023年12月現在における当社でのお取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

プルデンシャル生命がお届けするのは、すべてオーダーメイドの生命保険です。
お客さまお一人おひとりの状況、ニーズに合わせた保障プランをライフプランナーが設計します。
保険商品の詳細は、「ご契約のしおり・約款」等とあわせてライフプランナーよりご案内します。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10
インターネットホームページ <https://www.prudential.co.jp/>

保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する照会・ご不満等につきましては、下記またはライフプランナーへお問合わせください。

パートナーフォーユー
カスタマーサービスセンター **0120-810740** (通話料無料)
※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください